



一
 婿
 婿
 娶
 調
 寶
 記
 記

9
1560
4



1560
4

嫁嫁重宝記此之四目錄

此子解此此子之系

此子此此子

此吾禪門之今日給漏

古語世所去抄書極

發此中

此子繪七人

髮狀九方

此子此此子

嫁及卷四

按據官家記述之曰

少子^{あらし}智^ち此^こ次^し牙^あ

一本^{いっぽん}少子^{あらし}智^ちと云^いハ^ハ始^{はじめ}れ子^こと持^も駭^{おそ}れ子^こを多^{おほ}敷^し敷^しと云^いく
此^こお^ほれ少^{あらし}子^こ智^ちを反^{さか}とれ世^よにやげよ^し今^{いま}証^{しゆ}をな^な事^{こと}が
とる^とる又^{また}治^ち男^{おとこ}と男^{おとこ}よあ^あと^と分^{わか}る^る事^{こと}も証^{しゆ}曰^いはれ代^{しろ}
み^みを^を少^{あらし}子^こと云^いく^く一^{いっ}家^か代^{しろ}の^のあ^あを^をほ^ほる^る事^{こと}也^{なり}バ^ハの^のく^くを^を後^ごに
もあ^ある^るは^はく^くよ^よれ^れ此^こお^ほれ^れつ^つの^の事^{こと}也^{なり}証^{しゆ}は^は代^{しろ}ほ^ほる^るハ
お^おと^とつ^つと^とる^る也^{なり}少^{あらし}子^こと云^いく^く証^{しゆ}を^を付^つく^く遣^はす^す一^{いっ}証^{しゆ}を^を
先^まめ^めし^し始^{はじめ}れと^とあ^あら^ら始^{はじめ}て^てハ^ハ証^{しゆ}の^のあ^あを^をほ^ほる^る事^{こと}也^{なり}今^{いま}証^{しゆ}を^を付^つく^く遣^はす^す
と^と云^いげ^げと^と云^いハ^ハ証^{しゆ}の^のあ^あを^をほ^ほる^る事^{こと}也^{なり}証^{しゆ}の^のあ^あを^をほ^ほる^る事^{こと}也^{なり}今^{いま}証^{しゆ}を^を付^つく^く遣^はす^す



く言ふ如くは信して廿日拾葉目拾葉の百
廿日まくも親代子信つて又先代家傳も信
る事く是も仲人たがいの代りあはれりて申入
士めは極はりのまくあきこるなほ所方何れも同連
任尾お佃う母始代親代官より親入との遣之
しあま出たつ同事をさても衣子（遣放給止綿
紗犯又親代信止り花経信止を正し綿紗犯
出布一両半かけ親代を中極部のち放り加極代
子も代りまかり申す親入持系代若ら信相と一
まよめく親と親親代たてたがいのまよめ相

物系親へ——と申合は其後衣子親代方通し二門と
仲人信とてまげ此銀子を遣は始代親代方へ明物
酒も衣極子親代がいのおめくは皆證文二つとこれ
始の親も合点めく證文お潤う文云ハ

一札之事

親代之と親代親代と高儀衣子信代申
親代信代始り先と支那住抄子家督并
家親代た石親代後——申しお不唯代死好
脇と申す指より親代信代信代抄中家
面より信代親代信代信代親代信代

月夜に法衣の糸縁よして其方へ似せし分
右部拾葉目と新紙一冊の仕立よき花お仕
らるる子ありは其方にお返し戸の女子ありハ
け方にお返し戸の鬼角お返し縁付極よ夫婦
た支竹の戸にお返し日澄文女件

辛卯月日

何屋誰人
誰人
誰人

何屋誰人

右部拾葉文及銀子お返し事候してはほどか申候
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と

一昔日法衣をくらび智れ道をお持の遣之大
右部部の少袖たんと一対つらき花をくらび一
対書物だんとくらびの箱をのたひつら一対大
形此の世も由たんとつべ一始れ紙の方もし候
持する者あり酒さるるし候つべ一

一昔日法衣とくらびお返し子候へははも人回遣
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と
あまもつはしけぬ之歩り子お返し文及事候と

一 聖母の方新のつる母報せくさうきとあらふは
あらふさうき母報せくさうきとあらふは
かくさうきつるは

一 其體の始れをゆめくし海へゆくさうきつるは
一 此世のつる道よ夫婦はさうきの日中をさうき
そ夜に入信し一此世のつるはさうきつるは
一 半の信し始れをゆめくし海へゆくさうきつるは
あらふさうきつるは
一 此世のつる道よ夫婦はさうきの日中をさうき
そ夜に入信し一此世のつるはさうきつるは
一 半の信し始れをゆめくし海へゆくさうきつるは
あらふさうきつるは

あらふさうきつるは

一 此世のつる道よ夫婦はさうきの日中をさうき
そ夜に入信し一此世のつるはさうきつるは
一 半の信し始れをゆめくし海へゆくさうきつるは
あらふさうきつるは
一 此世のつる道よ夫婦はさうきの日中をさうき
そ夜に入信し一此世のつるはさうきつるは
一 半の信し始れをゆめくし海へゆくさうきつるは
あらふさうきつるは
一 此世のつる道よ夫婦はさうきの日中をさうき
そ夜に入信し一此世のつるはさうきつるは
一 半の信し始れをゆめくし海へゆくさうきつるは
あらふさうきつるは

あらふさうきつるは

事敗後又七名書す一子此おし終て重業又ハ

一札之友

聖殿之御子皇御門抄子出良子ニ御事
實正の白之奉めくはてし未中の督并は
友成城在子お後平以若好く抄子奕子繁
尸丸毎門を家候よお越百以町之儀如め
書家巻中の毎門お古能銀子抄書自相信
取中以好くお極く申候ら毎門を方へ候
事ハ有銀子抄書自お海也し百以お好具
以證又抄信

年号月日

何處誰何

誰人 誰何

何處誰何

大御付申の御へ一外も書極めるはとて
御書御門あり

一子書御書して書も申御事ありしは
是とて申す御事あらは御門を是れ
御通し候へ御事お候事御門は御事
此御事申入御事いふとめくはてし
法名を三付とありたてし十歳をきり



長光らあると佛にあつたとき
 後本光があらうとつひらうあいらうをよるのとき
 乃今親とらあつた人十歳をきく長光のとき
 礼にあつたときと振舞うる二はあつたとき
 飯とて一は此のとき一室宛々づるとき
 宗法をきく時と聖日禪門に入る礼を供へる
 身代色くもつて一回家元へも其のとき
 宗法をきく後一我の院舞定一も九七
 三人のときも身代を供へる一何と譲りあつた
 物と一月初をく千秋万歳

古語

一 大戴礼本命篇曰孔子曰女有子不反逆也
 子不反礼也子不反世有刑人不反世有惡疾不
 反喪父長子不反
 女の礼めららげらるる家あるとハさるる也
 君へさるる心とらさるる心とほん
 八天増よさむく由へさむく先を姑も反り
 女の子と云ハ法よさむく家物事とらさるる
 人れりてさむく姑もさむく世も刑人
 七 代もけいさむくあつた人れりて
 八 代もけいさむくあつた人れりて

世有惡疾と云はらの病此毒とらるの病歟
此病めく天逆てんぎやくと云へたる者是も二代三代
もつぎたる子孫此も先代は悪疾あくじやくを子孫に傳
ふるを故家ゆかりより傳へ又も此も女子に傳
ふハ父母より傳へたる毒なり子孫に先より傳へ
たれば論も父母より二人一代夫とて言ふより傳へ
たるめくハ父も母も先代先代又心立こころたてを知る人あらば言
き合てよぶべし又此世をうつる切死丹きりしやん此末縁まゝ縁ハ遠
く是より傳へたる毒なり此世に付
故より孫に傳へたる毒なり此の毒なり故より

有あり惡疾あくじやく去い多た言げん去い竊せき盜たう去い
婦人にんよせつたる事とハ父母よちゆんららば此ハ
さるとハ舅きう姑こよち存ぞんをばい毒をつらば子こをばい毒
ばさるとハ女にんハ母はは子こをばい毒をつらば又我われ一代
めく死しをばい毒へち存ぞんをばい毒をつらば故より傳へ
其も一がいは云かすし女にん此心たるとは傳へて毒どくをばい毒
子孫をばい毒をばい毒をばい毒をばい毒をばい毒をばい毒を
さるとハ此より傳へたる毒なり此より傳へたる毒なり此より傳へたる毒なり
とハ此の毒より傳へたる毒なり此より傳へたる毒なり此より傳へたる毒なり

家文書

四

やましくしておれざる時ハハ海邊フナをへし有有惡疾
 さまとハらひしむるあまば子孫ササよろする又先サレ此レつ
 と先サレがあらん故はるへしタ言言をさばさるとハ口をた
 くらうそしきサレお古古より其カに先サレを海海しき
 物之其故コトささるへしサレ世世をさばさるとハハ物物
 ともさへサレ好好クまじりし其カ心心立立あくるサレ
 ハ子子縁縁必必ぬきまマれたレ〇〇さサぎギ好好まマんンをを切切も
 ありとらうづるサレ尾尾のノ母母よヨのノさサらラ名名ををさサらラ
 先先此レおオとトさサぎギををさサらラ身身もも何何ららををさサ
 若若死死ととさサぎギををさサらラへへ

有有三三不不去去有有所所反反無無知知飯飯不不去去與與便便也也
 喪喪不不去去おお負負賤賤好好富富貴貴不不去去凡凡はは人人
 必必以以ツツ男男女女之之際際中中婚婚姻姻之之始始也也
下ここのノ法法之之ハハ嫁嫁よよひひららるる時時ハハ親親
上みみここのノ親親ももああららむむたたららむむ時時ハハ親親
中のノ事事ハハむむすす事事ハハむむすす事事ハハむむすす
下ややううびび舅舅姑姑よよううくくつつとと先先夫夫此此女女
上もも死死去去してしてめめ拾拾目目れれととううくくつつとと先先ををたためめ
中よよううららげげららるるくくのノ法法よよううくくつつとと先先ををたためめ
下ああひひんんせんせんよよううくくつつとと先先ををたためめ

まづ上人の如くはてはかへて心もたゞしき事なるに
まゝしりてはさへては心もたゞしき事なるに
何れ様にも事なるに七つは心もたゞしき事なるに
凡そ人の婚姻は法を以てんとしてかゝる事なるに
女房と古時書付様

一廿と申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
いふ儘に申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
法あり申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
あるも心もたゞしき事なるに心もたゞしき事なるに
らびり申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに

今方申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
向後申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
才へ申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
十日お證投一札出候

辛巳一月日 誰判

何より 花もさめば

まゝ申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
即く申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
道に申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに
八天道に申すはてしなく申す事なるに心もたゞしき事なるに

髪女事

髪女の如くハ志かやうよ 髪能
 髪能きると秋は
 蟬此羽此きやうよあき 髪様
 子ゆき通る 髪
 しくるハく髪をさるくま
 ありあきくハ髪
 鳴るびんたにささるる 面
 髪艶ふてんさるがさ
 とはるる 髪好法神
 之女ハ髪此めたえん
 髪い
 みど髪とのさきさき
 けがさきほくく
 ありかき
 と家しく上ハ此髪を
 んきむ又ハ年此
 髪い合る
 髪と髪さるく
 髪物あり

髪女事
 髪女の如くハ志かやうよ 髪能
 髪能きると秋は
 蟬此羽此きやうよあき 髪様
 子ゆき通る 髪
 しくるハく髪をさるくま
 ありあきくハ髪
 鳴るびんたにささるる 面
 髪艶ふてんさるがさ
 とはるる 髪好法神
 之女ハ髪此めたえん
 髪い
 みど髪とのさきさき
 けがさきほくく
 ありかき
 と家しく上ハ此髪を
 んきむ又ハ年此
 髪い合る
 髪と髪さるく
 髪物あり



御下向此かろかろげん様れつさくら御前か
 がせよけりくさよめりからびるもる年をいふ
 へし程く十八九ははらむつた七か八の
 くるさ
 余さるハ
 くるさ
 若さるわ
 高代かぶると指さる
 くのさしきしきしきの高代さるるに銀めくあ
 ながさるくさるさるさる



梅さつげりくさるくさるくさるくさるくさる
 上さるく梅さつげりくさるくさるくさるくさる
 高代かぶると指さる
 由さるくさるくさるくさる
 てハ志高し
 申さる
 武家所
 くるさよ申さる



せんまのげんまき 雲とちかみくも 又武家の方おま
 りげんまきとくも ちかみくも ちかみくも ちかみくも
 ねしつるの ねしつるの ねしつるの ねしつるの
 ちかみくも
 拾七下
 木とていなり
 此はちかみくも
 ねしつる



加ぶりりき ちかみくも ちかみくも ちかみくも ちかみくも
 ちかみくも ちかみくも ちかみくも ちかみくも ちかみくも
 月此とて 切つるの ちかみくも ちかみくも ちかみくも
 ちかみくも
 ちかみくも
 ちかみくも



下髪



臨田曲



ひら夜上髪



御前風



船髻曲



兵庫曲



掃枝曲



夜夜上髪



若夜上髪



髪は由い極きく結を解く給者足ん母むむ
 おもえんくぐいげいほそまか海いげまき
 知の知事と南代いおあぐいりやとまげきい
 中り是本八傾城は髪をよこことおまきいけい
 巾もこのもあ少故髪をいせい一夜まきい
 此髪をよこまは髪をよこまきい
 かまよおまき其男は髪をよこまきい
 髪此女八男と髪をよこまきい
 我の髪をよこまきい
 子は由いくかまきい

